

よって本議会は以上のような状況下、国会における慎重な審議を求めるものである。

中国総領事館事件について真相の究明と毅然とした対応を求める意見書

去る五月八日、中国瀋陽にある日本総領事館で発生した北朝鮮人亡命者への対応は、マスコミ報道における限りでは、日中間で事件に対する対応と認識について、大きな隔りがある。

地方交付税の大幅削減等に反対する意見書

いま、経済財政諮問会議等において、国の地方支出の抑制を目的として、地方交付税の大幅削減と財源保障機能の見直し、国庫補助負担金の廃止・削減による数兆円の削減などが議論されていることに、深い憂慮と危惧を表明せざるを得ない。

そもそも地方交付税は、「地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的」と地方交付税法第一条に、財源の均衡化を図るとともに「地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税」と同第二条にある。それは、地方自治体

国民生活をさらに悪化させる政府税制調査会基本方針に反対し撤回を求める意見書

政府税制調査会が「税制改革の基本方針」を小泉首相に答申した。その内容は、消費税率の引き上げを明記し、控除の廃止・縮小による所得税の増税、経営難の中小企業から税金をとる法人事業税への外形標準課税の導入などとなっている。

小泉内閣は、今回の医療改善を第一弾として、年金をはじめとする社会保障の抜本改善をねらっている。公共サービスをますます縮小しながら増税だけを押しつけることには一片の道理もない。

よって、本市議会は、国民生活をさらに悪化させる政府税制調査会の基本

方針に反対し、撤回を強く求めるものである。

キャンプ座間焼却炉のダイオキシン問題の公表を求める意見書

去る五月十日、新聞報道でキャンプ座間の焼却炉から排出されたダイオキシンの数値が、日本の規制値をはるかに上回るもの(九五ng/三三〇ng)となっていたことが明らかにされた。

本市は、水道事業の約八五%を地下水に依存しており、キャンプ座間が所在する地域は、地下水の上流域にあたるため、このダイオキシン問題は、市民の生命・健康への被害が大いに懸念されることである。

よって本市議会は、以下の点について早急にその事実を公表するよう強く求めるものである

- 一 一九九九年～二〇〇一年までの焼却炉排ガスのダイオキシン調査結果を明らかにすること。
二 キャンプ座間内にある焼却灰最終処分場のダイオキシン調査結果を明らかにすること。
三 焼却灰最終処分場の構造基準が、日本の現行法令に適合しているかどうかを明らかにすること。
四 焼却灰最終処分場の排水対策について、明らかにすること。
五 現在行われているキャンプ座間焼却炉のダイオキシン対策工事について、工事期間中のごみ処理について、どのように行っているのか明らかにすること。

国際刑事裁判所(ICC)設立条約の早期批准を求める意見書

戦争犯罪や大量虐殺(ジェノサイド)、人道に対する罪などを犯した個人を裁く常設の国際刑事裁判所(International Criminal Court)が来年度中にオランダのハーグに設置される見通しとなりました。一九九八年のローマ会議で採択されたICC設立条約(ローマ条約)の批准国が本年四月十一日までに六十六ヶ国となり、条約発効の条件である六ヶ国を突破し、本年七月一日の条約発効が確定したからであります。

世界各国に対し同条約の批准と発効に向けて粘り強い説得と運動を続けてきた、世界のNGO(非政府組織)等の努力に対し、深い敬意を表する必要がある。ICC設置の国際法史上の重要な意義は、これまでの国際司法裁判所が領土問題など国家間の紛争を裁く裁判所であるのに対し、ICCは個人の戦争犯罪等を問う初めての権威をもった国際法廷であることである。

いまだに国家間の戦争や紛争、そして民族・人種・宗教等を理由とした紛争が絶えないなかで、戦争犯罪や大量虐殺として人道に反する犯罪と称されるものがいくつかが指摘されております。そうした犯罪行為の中心となった者を裁く国際刑事法廷の存在は、多大な犠牲を伴い、あるいは違法な戦争・武力行使等への抑止力となることにも、取り返しのつかない戦争犯罪等への抑止力として機能することが期待されます。何よりも「武力による支配」から「法による支配」へと、世界を大きく前進させることが期待されております。

わが国は、この条約に関して捕虜や戦争犯罪人等の取り扱いについて早急に批准し、ICCがその役割を發揮し、戦争抑止と国際平和への貢献を適切に果たせるようにすべきであります。

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与と費の国庫負担制度からの適用除外に反対する意見書

政府・大蔵省(当時)が義務教育費国庫負担制度の対象から、学校事務職員・栄養職員の人員費を適用除外するという方針を初めて打ち出したのは遠く一九八四年にさかのぼります。以降毎年国家予算編成時期になるとこの問

題が蒸し返されてきました。また、この問題をめぐり、学校事務職員・栄養職員の必置規制廃止の新たな動きがあり、昨年十一月の経済財政諮問会議に提出された四名の有識者委員の提言の中で、「国の地方に対する関与の廃止事例」の一つとして挙げられ、これを受けて十一月の地方分権改革推進会議の「中間論点整理」では「昨今の栄養事情の顕著な改善に拘らず栄養職員を配置し、あるいは事務の合理化が叫ばれる中で事務職員の配置を義務付けていること等については、略・各自治体の裁量に委ねるといふ観点からの検討が必要」と言われています。

十八年前にこの国庫負担問題が浮上したのは、当時の国家財政の構造的赤字対策からでした。今、国家財政は当時に上回る危機的状況にありま

す。必置規制見直し論の登場は明らかに国の財政負担削減の意図から出ているものと考えられます。これまでも義務教育教材費・旅費等が相次いで国庫負担の対象から外されてきました。結果は、国同様財政難にあえく自治体による教育予算の格差であり、子どもたちの教育環境の不公平です。現行の義務教育費国庫負担制度が整備されたのは、「地方財政の窮乏を背景として地方自治体の財政制度審議会」財政構造改革を考へ、明るい未来を子どもたち

ゆとりある教育を実現するための教育予算増額と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

今、教育に求められているものは、子ども一人ひとりが大切にされ、ゆたかな人間関係の中で教育が行なわれることであり、このことは地域住民・保護者・教職員共通の願いです。そのためには教育予算の大幅増額が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度は、地方財政の窮乏を背景として地方自治体の義務教育費の支出に不均衡が生じることのないようにするため、教育の機会均等をはかり、すべての市町村の子どもたちが教育を受けられるよう一九五三年(昭和二十八年)に制度化され、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与と旅費、教材費などを国庫負担対象にすることを定めました。

一九八四年(昭和五十九年)大蔵省は、「臨時行政調査会」さらに「行政改革」のもと、義務教育費国庫負担制度の見直しをすすめる学校事務職員・学校栄養職員の適用除外の方針を打ち出しました。一九八五年(昭和六十年)には、旅費・教材費を適用除外し、地方財政への転嫁を行いました。その後

も義務教育等に対する助成のあり方の見直し、補助金の見直しなどがはかられようとしています。従来の経過から、二〇〇三年度(平成十五年)国家予算編成にあたっても学校事務職員・学校栄養職員が国庫負担の対象外にされることは十分考えられます。

地方財政の危機が深刻化する中で、二〇〇二年度(平成十四年度)県は、厳しい予算計上を行いました。かつてない県財政の逼迫という厳しい財政事情のため、義務教育費国庫負担制度のさらなる見直しは、義務教育水準の維持・向上、教育の機会均等の確保に大きな影響を及ぼしかねません。

よって、二〇〇三年度(平成十五年)国家予算編成において、教育予算の大幅増額と義務教育費国庫負担制度堅持並びに教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上をはかるよう求める。

誰もが安心してよい医療を受けられるための意見書

政府は聖域なき構造改革として、世界各国から高い評価を受けている国民皆保険制度を抜本的に見直しようとしている。

この見直しに患者や国民の負担増を招き、健康で文化的な生活を損なうことがないように、という国民世論は多い。

安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書

少子高齢化社会にあっても、安心して良質な医療を効果的に受けられるよう医療制度の抜本改革が必要である。しかし、政府は一九九七年より医療制度抜本改革の公約を先送りし、患者・被保険者への負担増を繰り返してきた。政府が今通常国会に提出した健康保険法等「改正」法案は、またもや抜本改革を先送りし、患者・被保険者への負担増が中心の内容となっている。まさに「改革なき負担増」である。

- 一 患者が必要とする医療情報の公開、救急体制や小児医療の拡充、手厚い看護体制など安心・信頼、質の高い医療サービス体制を確立すること。
二 勤労者の健康保険料引き上げ、患者窓口負担二割から三割への引き上げは行わないこと。
三 高額療養費など自己負担限度額の引き上げは行わないこと。
四 老人医療の対象年齢引き上げ、一定以上所得者の一割から二割への引き上げを行わないこと。

食品の安全を確保するための食品衛生法の改正と充実強化を求める意見書

近年、食品添加物や農薬・動物用医薬品等の問題に加えて、遺伝子組み換え食品など、新しい科学技術による食品の安全性に対しても、国民の関心が高まっています。さらに、O157や、狂牛病の発生、以前にはなかったダイオキシン・環境ホルモンなどが大きな社会問題となっています。また、食品流通の国際化にもなっており、いまや世界の各地から食品が輸入されていますが、国際基準と国内基準の整合化が図られる中で、その経過や日本政府の考えなどが必ずしも広く公開されていないことなどからも、食品の安全性に対する消費者の不安が高まっています。

これらの問題をとっても、もはや消費者個人の努力や選択だけでは、食品の安全性を確保することはできません。私たちは、食品の安全確保が、行政上の重要な課題として位置づけられること、その上でそれを実現するための社会的なしくみが整備されることが必要であると考えます。

省庁再編における食品衛生行政が後退することなく、関係省庁の連携や地方行政との役割分担による適切な行政運営がなされることを重要であると考える

省庁再編における食品衛生行政が後退することなく、関係省庁の連携や地方行政との役割分担による適切な行政運営がなされることを重要であると考える。そして、日本の食品の安全にかかわる社会的なルールである「食品衛生法」について、消費者の視点を組み入れた法改正や運用の充実強化が図られる必要があると考え、以下の事項について、要望します。

- 一 食品衛生法の第一条の目的に、「国民の健康のために食品の安全性を確保する」旨の文言を明記された。
二 食品の安全行政に関する施策について、積極的に情報公開をすすめること。
三 食品の表示(第十一条)の目的に「消費者の選択に役立つ」旨の文言を明記された。
四 すべての食品添加物の指定制度への移行を、計画的にすすめること。
五 農薬・動物用医薬品の残留基準の設定を計画的にすすめる、残留基準の決められていない食品の流通・販売は安全性に十分配慮すること。